

(内閣委員会)

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「通則法」という。)の施行に伴い、関係七十二法律の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、通則法に規定する主務省令に代えて条例に委任することが必要な場合について、所要の規定を整備する。
- 二、法令上書面による保存が義務付けられている文書について、電磁的記録による保存を認める場合、その文書の性質上一定の要件を満たすことを担保するために行政庁の承認等特別な手続が必要であるものについて、所要の規定を整備する。
- 三、立入検査の対象である書面を電磁的記録により保存した際には、書面に加え、当該書面に係る電磁的記録も検査対象に含む旨の規定を整備する。

四、協同組合等において、理事による総会等への財務書類の提出の際に、保存が義務付けられていない監事

の意見書の添付が必要な場合に、当該意見書の添付に代えて電磁的記録を添付することをもって当該意見書を添付したものとみなす旨の規定を整備する。

五、通則法の規定を適用しないものについて、所要の規定を整備する。

六、本法律は、平成十七年四月一日から施行する。